

[検討事項] □議員間の討議による合意形成

1. 考え方について

議会は、本会議及び委員会において、議案等の審議、審査又は調査に当たり結論を出す場合においては、議員相互間の討議により議論を尽くして論点及び争点を明らかにすることにより、合意形成を図るよう努めるとともに、その結果については、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2. 福島市議会の状況

本会議においては、執行部への質問・質疑・討論を中心としており、自由討議は実施していない。

3. 参考条文、参考事例等

○会津若松市 第12条（議員間の討議による合意形成）

議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

○鳥羽市 第9条（討論による合意形成）

議会が議員による討論の場であることを認識し、議長は、議員相互の討論を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互において十分な討論、議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その結果について市民に対して説明責任を果たさなければならない。

○佐伯市 第22条（自由討議の保障）

議会は、議案等の審議、審査又は調査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならない。

○大分市 第10条（自由討議による合意形成）

議会は、議案等の審議又は審査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならない。

3 議員は、議員相互の自由な討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。